

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 9 月 13 日

水 曜 日

第 4254 号

目 次

告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定
自立支援医療機関の指定 1

教育委員会告示

○博物館の変更登録 2

公 告

○平成29年度職業訓練指導員試験の合格者 3

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出

○特定非営利活動法人の設立認証の申請 4

○開発行為の工事完了 5

教育委員会公告

○教育職員免許状の失効 6

~~~~~  
**告 示**  
~~~~~

富山県告示第380号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定
による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第
123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定
したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成29年 9 月 13 日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立 支援医療の種類	病院又は診療所 において担当す べき医療の種類	指定年月日
名 称	所在地			

はなの木薬局ア ピタ富山店	富山市上袋 100 番地アピタ富山 店1階	精神通院医療		平成29年8月1日
------------------	-----------------------------	--------	--	-----------

富山県告示第381号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定
による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第
123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定
したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成29年9月13日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立 支援医療の種類	病院又は診療所 において担当す べき医療の種類	指定年月日
名 称	所在地			
上飯野はなの木 薬局富山店	富山市小西116 番地4	精神通院医療		平成29年9月1日

富山県教育委員会告示第4号

博物館の変更登録について

昭和56年4月1日付け美第12号で登録した富山県立近代美術館の博物館登録原簿
の登録事項を、博物館法（昭和26年法律第 285号）第13条第2項の規定により次の
とおり変更した。

平成29年9月13日

富山県教育委員会

教 育 長 洪 谷 克 人

記号番号	変更登録 年 月 日	変更前 後の別	設置者 の名称	名 称	所 在 地

美第12号	平成29年 8月25日	変更前	富山県	富山県立近代美術館	富山県富山市西中野町 一丁目16番12号
		変更後	富山県	富山県美術館	富山県富山市木場町 3番20号

(教・生涯学習・文化財室)

~~~~~  
**公 告**  
 ~~~~~

平成29年度職業訓練指導員試験の合格者

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の規定により平成29年8月23日に実施した平成29年度職業訓練指導員試験の合格者を次のとおり公示する。

平成29年9月13日

富山県知事 石 井 隆 一

職種	受験番号	職種	受験番号
鑄造科	1	機械科	10
	2		11
	3		13
	4	自動車整備科	14
	5		16
	6	建設機械科	7
塑性加工科	7		17
機械科	8	化学分析科	20
	9	公害検査科	20

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦

覧に供する。

平成29年 9 月13日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

100満ボルト高岡店 高岡市赤祖父 671番

2 店舗を設置する者 大和ハウス工業株式会社富山支店

3 変更事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 建物東側 ほか1 151台

(変更後) 建物東側 65台

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 8箇所 北側ほか

(変更後) 5箇所 北側ほか

4 変更の日 平成30年 5 月 1 日

5 変更の理由 第2駐車場を廃止するため

6 届出の日 平成29年 8 月29日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成29年 9 月13日から平成30年 1 月15日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名） (2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非

営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成29年 9 月13日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

平成29年 8 月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・富山

3 代表者の氏名

藤井 裕久

4 主たる事務所の所在地

富山県富山市布瀬町南二丁目10番地14

5 定款に記載された目的

この法人は、知的障害のある人たち（以下、「アスリート」という）に対して、年間を通じてオリンピック競技種目に準じたさまざまなスポーツトレーニングと競技の場を提供することにより、アスリートの健康を増進し、自立と社会参加の促進を図るというスペシャルオリンピックス（以下、「SO」という）の使命に則り、米国ワシントン特別区の非営利法人である「スペシャルオリンピックス」（以下、「SO国際本部」という）に認証を受けた国内本部組織スペシャルオリンピックス日本（以下、「SO日本」という）と協定を交わし、認証を受け、SO日本が定める諸規則に基づき運営し、担当地域全域にその事業を拡大するものとする。また、スポーツ活動の他、教育・文化的プログラム及びレクリエーション活動や地域社会における知的障害理解促進を図る活動等を通じ、多様な人々が互いに尊重しあい共に生きていく社会の実現に寄与することを目的とする。

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成29年 9 月13日

富山県知事 石 井 隆 一

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
滑川市上島 319番1、320番1、321番、322番1、323番1、324番5及び325番3	同 左	道路 下水道	滑川市上小泉59番地	有限会社大成興産
小矢部市西中野字坂東 480番1外5筆及び489番地先並びに西中野字産田1435番1外49筆及び1390番地先	同 左	水路	魚津市住吉 543番地1	有限会社サンビック
射水市大門字道山62番4外28筆及び97番3地先並びに二口字馬渡り 835番1外3筆及び835番1地先	同 左	水路	魚津市吉島2丁目4番25号	有限会社アイエヌエル

教育職員免許状の失効

教育職員免許法（昭和24年法律第 147号）第10条第 1 項第 2 号の規定により次の教育職員免許状は失効したので、富山県教育職員免許状に関する規則（昭和43年富山県教育委員会規則第 8 号）第18条の規定により次のとおり公告する。

平成29年 9 月13日

富山県教育委員会

1 失効した免許状

氏 名	千石 智裕		
本 籍 地	富山県		
免許状の種類	教科又は 領 域	授与権者	
中学校教諭 1 種免許状	社会	愛知県	
高等学校教諭 1 種免許状	公民	愛知県	
小学校教諭 2 種免許状	—	京都府	

2 失効の事由

教育職員免許法第10条第 1 項第 2 号に該当したため

3 失効年月日

平成29年 7 月28日
